

令和5年1月25日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

全国精神保健福祉センター長会
会長 辻本 哲士

次期国民健康づくり運動プランにおける目標(案)に関する意見

厚生労働省におかれましては、平素より精神保健福祉施策の推進に関し一方ならぬご尽力、ご指導を賜り、心より感謝申し上げます。

厚生科学審議会地域保健健康栄養部会の「次期国民健康づくり運動プラン（令和6年度開始）策定委員会」においては、「健康日本21（第二次）」に続く次期プランの検討が行われています。その中で提示されている「次期プランにおける目標（案）」（以下、目標（案））では、現行のプランにおいて中カテゴリーに位置づけられていた「こころの健康」が削除されています。こころの健康に関連する目標項目は小項目の中に含まれているものの、現行の4項目から3項目に削減されています。とりわけ現行のプランにある「自殺者の減少」が目標（案）では削除されたことは重大な問題と考えます。

「こころの健康なくして健康なし」と言われる中、このことを深く憂慮し、ここに全国精神保健福祉センター長会会長として、ご意見申し上げ、以下の要望および提案をいたします。

「次期プランにおける目標（案）」においては、これまでどおり、独立した中カテゴリーの目標として「こころの健康」を位置づけることを要望します。

また、こころの健康に関連する小項目として、「自殺者の減少」とともに、目標（案）に記載されている「心理的苦痛を感じている者の割合の減少」、「メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合の増加」及び「心のサポーター数の増加」の合計4つを少なくとも含めることを提案いたします。

今回の要望・提案の理由は次の通りです。まず、精神疾患の患者数が近年増加傾向にあることです。現行のプランの開始された平成25年以後、厚生労働省により3年ごとに実施されている患者調査における精神疾患の総患者数は、平成26年が約392.4万人、平成29年が約419.3万人、令和2年が約614.8万人と推計されています。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大前と比べて、うつ病・不安症とも25%以上増加したともいわれています。

第2に、自殺による死亡者が減少傾向であったものが、令和2年以後再び増加傾向となっていることです。自殺統計での全国の年間自殺者は、平成30年が20840人、令和元年が20169人であったものが、令和2年に21081人、令和3年は21007人、昨年令和4年の速報値では21584人に及んでいることです。自殺を凶る人の多くでこころの健康問題を抱えていることは、昨年改定された自殺総合対策大綱においても示されているところであり、目標の項目からの「自殺者の減少」を削除することは適切と

はいえませんが。

第3に、我が国においては、こころの健康課題を抱えることへの偏見や差別がなお根強いことです。目標において明確に示し、こころの健康にも焦点が当たるようにすることが施策を進めるうえで重要であると考えます。逆に「こころの健康」の категорияがなくなるとは、健康づくりの取組をおこなううえで、こころの健康が重要なものではなくなったとの誤ったメッセージとして伝わるのではないかと危惧いたします。

第4に、精神保健福祉法の昨年の改正の趣旨との関係です。改正精神保健福祉法においては、精神障害者以外の、精神保健に関する課題を抱える者に対する適切な支援を確保することの必要性が盛り込まれ、包括的な支援体制を確保することが都道府県・市町村の義務とされました。こころの健康に関する取組を身近な自治体で推進するうえで、項目より上位の категорияに「こころの健康」を明示することが施策上は望ましいと考えます。

以上を踏まえて、前記の要望及び提案をいたしますので、ご賢察いただきご高配よろしくお願い申し上げます。

以上